

3. 課税標準

課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者給与総額であり、仙台市内すべての事業所等を合計して算出します。

(法701の40、法701の31①(2)(3))

資 産 割

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

(1) 課税標準の算定期間とは

法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間をいいます。個人に係る課税期間とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいいますが、年の途中で事業の開始や廃止があった場合は、次のようになります。(取通第9章3(6))

- ① 年の途中で事業を廃止した場合…1月1日から廃止の日までの期間
- ② 年の途中で事業を開始した場合…開始の日から12月31日までの期間
- ③ 年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合…開始の日から廃止の日までの期間

(2) 事業所床面積とは

事業所用家屋の延床面積（各階の合計床面積）をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋にもっぱら事業所等の用に供する部分に係る共用部分があるときは、次の算式によって事業所床面積を算出します。

(床面積は1㎡の100分の1未満は切り捨ててください。)

$$\text{事業所床面積} = \text{各事業所等の専用部分の床面積} + \left[\text{共用部分の延床面積} \times \frac{\text{各事業所等の専用部分の床面積}}{\text{全事業所等の専用部分の合計床面積}} \right]$$

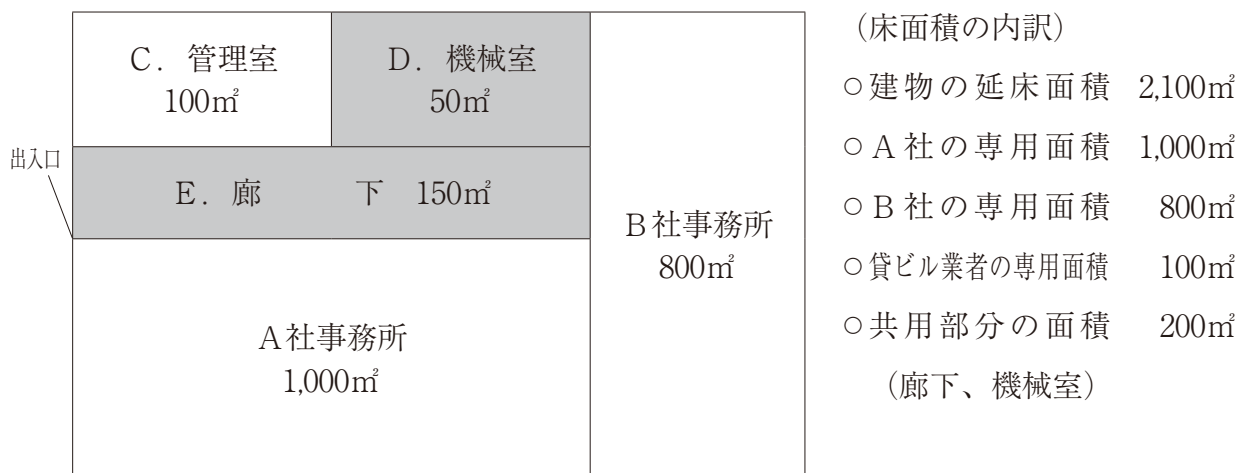
① 共用部分について

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうもので、具体的には、エレベーター室・エレベーター前ホール・廊下・階段・機械室・電気室等が含まれます。

(注) 管理室及び管理用品庫などの貸ビル等の管理のための施設は共用部分ではなく、当該貸ビル業者の専用部分となります。

例をあげて図示しますと次のようになります。

〔例〕 事業所等と事業所等に係る共用部分がある場合



計算式 (1㎡の100分の1未満を切り捨てます。)

$$A社の事業所床面積 = 1,000㎡ + \left(200㎡ \times \frac{1,000㎡}{1,000㎡ + 800㎡ + 100㎡} \right) \div 1,105.26㎡$$

$$B社の事業所床面積 = 800㎡ + \left(200㎡ \times \frac{800㎡}{1,000㎡ + 800㎡ + 100㎡} \right) \div 884.21㎡$$

$$貸ビル業者の事業所床面積 = 100㎡ + \left(200㎡ \times \frac{100㎡}{1,000㎡ + 800㎡ + 100㎡} \right) \div 110.52㎡$$

(3) 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の特例 (法701の40①、③)

6ヵ月決算法人、年の中途で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で算定します。

事業所 床面積	=	課税標準の算定期間の 末日現在の事業所床面積	×	課税標準の算定期間の月数 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 12
------------	---	---------------------------	---	--

なお、課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とします。

(4) 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。(法701の40②)

① 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

課税標準の算定期間の末日における事業所床面積	×	$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
------------------------	---	---

② 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

廃止の日における事業所床面積	×	$\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
----------------	---	--

③ 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

廃止の日における事業所床面積	×	$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
----------------	---	---

(注1) 月割計算は、事業所等の新設又は廃止があった場合にのみ行います。

(注2) それぞれの事業所床面積において、算定期間が12月に満たない場合は、P. 15 (3)で算出した事業所床面積になります。

(注3) 「新設の日」とは、新築、賃貸物件に関わらず、そこで事業を行う者自らが開店（開設）に向けた準備のために、当該事業所等の使用を始めた日のことをいいます。

(5) 共同事業に係る課税標準の算定

各共同事業者の課税標準は、次の算式によって算出される面積となります。

共同事業に係る事業所等の事業所床面積	×	損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応じる割合）
--------------------	---	--

(6) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を課税用途から非課税用途に、又は非課税用途から課税用途に変更した場合の課税標準は、算定期間の末日現在の事業所床面積によります。なお、事業所等全体について同様の事情が生じた場合も同じ扱いとなり、新設又は廃止の場合のような月割計算は行いません。

問7. 事業所等を新設・廃止・面積異動した場合の課税標準の計算

事業所等を新設・廃止・面積異動した場合の課税標準の計算はどのようになりますか。

答 事業所等の新設・廃止には一般的に次のような場合がありますが、その事例ごとに説明いたします。

No.	区分	具 体 的 な 事 例	参 照 ページ
①	新設	仙台市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に開設した場合	18
②	廃止	仙台市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止した場合	18
③	新設	他都市では事業を行っており、仙台市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を開設した場合	19
④	廃止	他都市では事業を継続するが、仙台市内のすべての事業所等を廃止した場合	19
⑤	新設	事業を初めて開始し、仙台市内に事業所等を新設した場合	20
⑥	廃止	解散等により事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止した場合	20
⑦	拡張	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内に一部建物を新築（増築）した場合、又は同一ビル内で使用面積が増えた場合	21
⑧	縮小	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内の建物を一部取り壊した場合、又は同一ビル内で使用面積が減った場合	21

①	新設	仙台市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に開設した場合
---	----	---------------------------------------

A社は青葉区に本店があり事業を行っていたが、9/1に泉区に支店を新設した。

・決算期末3/31 本店床面積1,500㎡ 支店床面積1,000㎡

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所については月割計算し算定します。(月割計算はP. 16(4)①を参照してください。)

- ・算定期間末日の床面積は2,500㎡で免税点を超える。
- ・支店の月割計算(10月～3月の6カ月)

$$1,000\text{㎡} \times \frac{6\text{カ月}}{12\text{カ月}} = 500\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

・本店の床面積……1,500㎡

・支店の床面積…… 500㎡

合計 2,000㎡

②	廃止	仙台市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止した場合
---	----	--

A社は青葉区に本店と泉区に支店があり事業を行っていたが、6/1に支店を廃止した。

・決算期末3/31 本店床面積1,500㎡ 支店床面積1,000㎡

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、廃止した事業所については月割計算し算定します。(月割計算はP. 16(4)②を参照してください。)

- ・算定期間末日の床面積は1,500㎡で免税点を超える。
- ・支店の月割計算(4月～6月の3カ月)

$$1,000\text{㎡} \times \frac{3\text{カ月}}{12\text{カ月}} = 250\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

・本店の床面積……1,500㎡

・支店の床面積…… 250㎡

合計 1,750㎡

③	新設	他都市では事業を行っており、仙台市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を開設した場合
---	----	---

A社は東京で事業を行ってきたが、新たに仙台支店を9/1に開設した。

・決算期末3/31 支店床面積2,000㎡

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所については月割計算し算定します。(月割計算はP. 16(4)①を参照してください。)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

・支店の月割計算 (10月～3月の6カ月)

$$2,000\text{㎡} \times \frac{6\text{カ月}}{12\text{カ月}} = 1,000\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

・支店の床面積……1,000㎡

④	廃止	他都市では事業を継続するが、仙台市内のすべての事業所等を廃止した場合
---	----	------------------------------------

A社は仙台支店を6/1に廃止し、東京本店でのみ事業を行っている。

・決算期末3/31 支店床面積2,000㎡

(説明) 事業そのものは継続して行っているが、算定期間末日における仙台市内の事業所床面積は0㎡であるため、免税点以下となり課税になりません。(P. 14参照)

⑤	新設	事業を初めて開始し、仙台市内に事業所等を新設した場合
---	----	----------------------------

A社は10/10に初めて事業を開始し、仙台市内に本店を新設した。

・決算期末 3 / 31 本店床面積2,000㎡

(説明) この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業の開始の日から事業年度の終了の日までとなります。 (取通第9章3(6)、法701の40①、③)

したがって、月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当します。(計算はP. 15(3)を参照してください。)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

・月数 (10/10～3/31の6ヵ月)

$$2,000\text{㎡} \times \frac{6\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} = 1,000\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

・本店の床面積……1,000㎡

⑥	廃止	解散等により事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止した場合
---	----	----------------------------------

A社は10/10に事業を終了し、仙台市内の本店を廃止した。

・決算期末 3 / 31 本店床面積2,000㎡

(説明) この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業年度開始の日から事業の廃止の日までとなります。

したがって、月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当します。(計算はP. 15(3)を参照してください。)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

・月数 (4/1～10/10の7ヵ月)

$$2,000\text{㎡} \times \frac{7\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \doteq 1,166.66\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

・本店の床面積……1,166.66㎡

⑦	拡張	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内に一部建物を新築（増築）した場合、又は同一ビル内で使用面積が増えた場合
---	----	---

A社は青葉区にある本店で事業を行っていたが、9 / 1に同一敷地内に倉庫を新設した。

・決算期末3 / 31 本店床面積1,500㎡ 倉庫床面積500㎡

（説明）同一敷地内における事業所床面積の異動は事業所の新設には該当せず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。（P. 9参照）

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

（課税標準となる事業所床面積）

・本店の床面積……1,500㎡

・倉庫 〃 …… 500㎡

合計 2,000㎡

⑧	縮小	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内の建物を一部取り壊した場合、又は同一ビル内で使用面積が減った場合
---	----	--

A社は同一ビル内の2室を借りて事業を行っていたが、9 / 1に1室を解約し残りの1室で事業を行っている。

・決算期末3 / 31 本店事業所床面積2,000㎡ 解約した床面積800㎡

（説明）同一敷地内における事業所床面積の異動は事業所の廃止には該当せず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。（P. 9参照）

・算定期間末日の床面積は1,200㎡で免税点を超える。

（課税標準となる事業所床面積）

・本店の床面積……1,200㎡

従業員割

課税標準の算定期間中に支払われた従業員給与総額が課税標準となります。

(注) 課税標準の算定期間については、P. 14を参照してください。

(1) 従業員

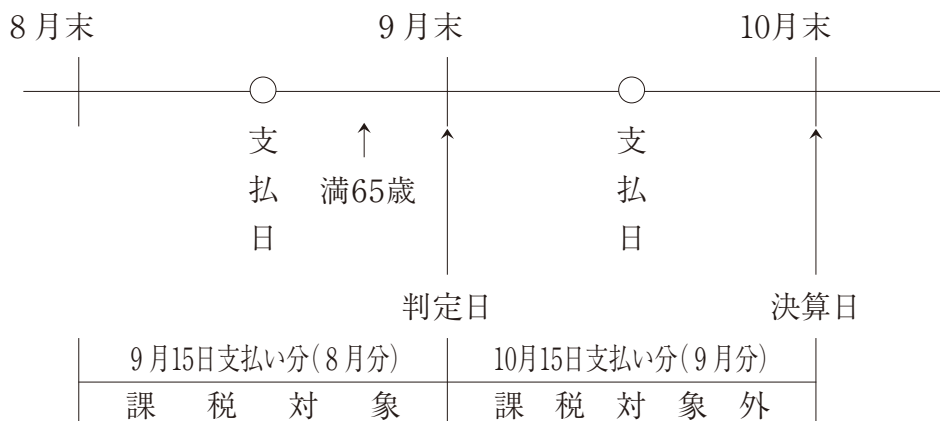
一般従業員のほか、役員・日々雇用等の臨時従業員等が従業員に含まれますが、役員でない障害者及び65歳以上の者は除かれます。(法701の31①(5))

(注1) 障害者とは、所得税・住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

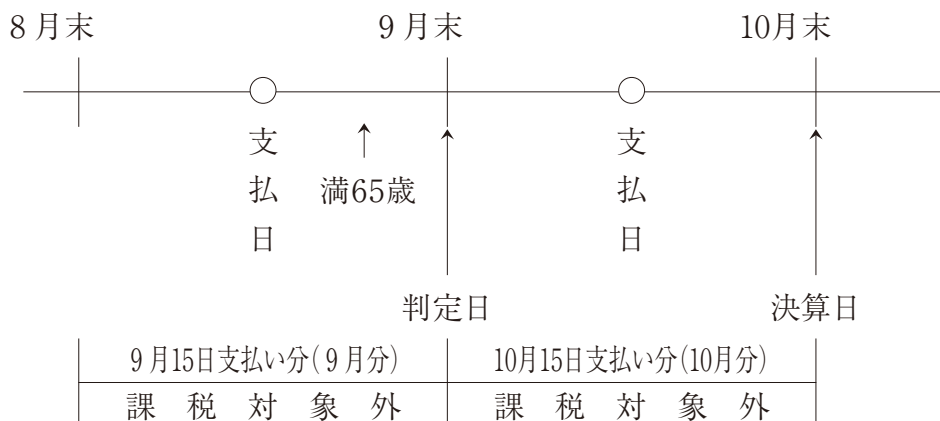
(注2) 障害者・65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかについての判定は、決算期末の現況によります。なお課税標準となる従業員給与総額に含めるかの判定は、これらの者に対して給与等が支払われるときの現況によります。

その現況とは、給与の計算の基礎となる期間の末日の現況です。

(例1) 10月決算の場合で毎月1日～末日分を翌月の15日に支払う場合



(例2) 10月決算の場合で毎月1日～末日分をその月の15日に支払う場合



(2) 従業者給与総額

従業者に対して支払われる又は支払われるべき俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

① これらの性質を有する給与とは、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・現物給与等をいうものですが、退職金・年金・恩給・所得税法上非課税とされる給与等は含みません。

② 短時間勤務のパートタイマーに対する給与等は給与総額に含まれます。

短時間勤務のパートタイマーに該当するかどうかは、形式的な呼称ではなく勤務の状態によって判定されます。(P. 26を参照してください。)

③ 外交員その他これらに類する者の業務に対する報酬等で、所得税の事業所得に該当するものは含まれません。

(3) 雇用改善助成対象者の給与等

年齢55歳以上65歳未満の者で、雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者(以下「雇用改善助成対象者」といいます。)である場合、当該従業者に対する支払給与の2分の1の額が控除されます。

雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

① 雇用保険法又は雇用対策法施行令の規定に基づき、高年齢者・心身障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者

② 雇用保険法又は雇用対策法に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者

③ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

(4) 事業専従者の専従者控除額

従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

(5) 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、仙台市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から仙台市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

(6) 船上勤務等の給与等

常時船舶の乗務員である者など、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合には、その者に支払われる給与等については従業者給与総額には含まれません。

(7) 出向社員の給与等

一般的には、給与の支払を行う者の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上出向先の給与として取扱われる場合は、出向先の従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。(P.25を参照してください。)

(8) 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の、非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、その各々の事業に従事した分量によって按分することになります。なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算してください。

(9) 共同事業に係る従業者給与総額

当該事業に係る各共同事業者に係る従業者割の課税標準となる従業者給与総額は、次の算式により算出します。

従業者 給与総額	＝	共同事業に係る 従業者給与総額	×	損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応じる割合）
-------------	---	--------------------	---	--

(10) 事業年度中の中途退職者の給与等

中途退職者は免税点の判定の基礎となる従業者数には含まれませんが、当該退職者の退職時までの支払給与等は従業者給与総額に含まれます。

(11) 事業年度中の休職者の給与等

休職中の従業者については、当該休職者に対して給与等が支払われている場合は従業者数に含めます。

(表1) 従業者割における従業者の取扱い

従業者		免税点の判定	課税標準
役員	役員・使用人兼務役員 (65歳以上の者を含む)	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	数社の役員を兼務する 役員	それぞれの会社の従業者に含 める	それぞれの会社の従業者給与 総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	無給の役員	従業者に含めない	—
日々雇用等の臨時の従業 員(アルバイト)		従業者に含める	従業者給与総額に含める
短時間勤務のパートタイ マー(注1)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
出向社員 (注1)	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含 める
	出向先の会社が出向元 の会社に対して給与相 当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含 める
	出向元と出向先が一部 負担	主たる給与等を支払う会社の 従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与 総額に含める
外国又は課税区域外への 長期派遣(出張)(注1)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
休職中の従業者		給与等が支払われている場合 は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者 給与総額に含める
派遣法に基づく派遣社員 (注2)		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含 める
保険の外交員 (事業所得のみの者)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
保険の外交員(給与所得及 び事業所得を有する者)		従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者 給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない

(注1)「出張」「派遣」「出向」「短時間勤務のパートタイマー」等の定義は(表2)のとおりです。

(注2)「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている場合は、従業者数及び従業者給与総額に含めません。

(表 2)

出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行う。 なお「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいう。
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係・指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にある。
出向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させる。
短時間勤務のパートタイマー	形式的な呼称ではなく勤務の状態によって判定されるものであり、ここでは、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別され、かつ労働時間が正規の従業者の3/4未満である者とする。

問8. 通勤手当等の取扱い

次に掲げる手当等は、従業者給与総額に算入されますか。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 通勤手当 | (4) 観劇等の入場券の交付 |
| (2) 住居手当 | (5) 永年勤続者の表彰記念品 |
| (3) レクリエーションの費用 | (6) 食事代（食券交付） |

答 通勤手当及び住居手当は、従業者給与総額に含まれるものですが、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当については従業者給与総額に含めないことが適当です。

上記(3)～(6)については、一般的には従業者給与総額に含めないことが適当です。

なお、通勤手当のほか、所得税の取扱い上非課税とされる宿日直手当・食事代（現金支給）についても通勤手当と同様に従業者給与総額に含めないことが適当です。

問9. 未払金としている給与等

経理上未払金として処理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に算入されますか。

答 既に支払い義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に含まれます。

問10. 設置期間が1年未満の建築現場事務所等に勤務する従業者の給与等

次の従業者の給与等は、どのように取扱われますか。

- (1) 鉄道の運転手又は車掌
- (2) 列車内の食堂やプラットホームの売店の従業員
- (3) 常時船舶の乗組員
- (4) 設置期間が1年未満の建築現場事務所等に常時勤務する現場作業員

答 (1)及び(2)の従業者は、主たる給与を支払う事業所等の従業者として取扱うため、主たる給与を支払う事業所等に係る従業者給与総額に含めます。また、(3)及び(4)の従業者は、事業所等に勤務する従業者に該当しないため、事業所税の対象から除かれます。